# News Release



令和4年6月8日 北陸財務局

#### 令和3年度国有財産監査の結果等について

北陸財務局では、国有財産を総括する立場から、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、各省各庁の部局に対して国有財産監査を実施しており、不適切又は非効率な使用等の問題が認められた場合は問題点を指摘し、是正・改善を求めています。

また、指摘した事案については、是正・改善の促進を図るため、毎年度、各省各庁の部局に対し予算措置状況の聴取や必要な指導を行うなど、フォローアップを実施しています。

#### 1. 令和3年度国有財産監査の結果

令和3年度は、22件の監査を実施し、うち5件(22.7%)について問題点を指摘しました。

指摘内容としては、庁舎内に生じている余剰スペースについて、効率的な活用を求めたもの(1件)、過年度監査において改善措置を求めた道路敷地の非効率使用の解消について、未だ完了していないことから、早期の改善を求めたもの(1件)、庁舎等の一部について、所要の措置を講じ適切な財産管理を求めたもの等(3件)となっています。

#### 2. 平成23~令和2年度監査における指摘事案のフォローアップ状況等

平成23年度から令和2年度監査において指摘した事案は88件であり、このうち 是正・改善が図られた件数は78件(令和3年度中に是正・改善した件数は12件)、 進捗率は88.6%(前年度80.2%)となっています。

#### ■指摘事案の是正・改善状況

指摘件数		進捗率			
11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	~令和2年度末	令和3年度中	累計	進抄卒	
8 8 件	66件	1 2 件	7 8 件	88.6%	

全国版の監査結果一覧表については、下記のホームページで確認することができます。 https://www.mof.go.jp/policy/national\_property/summary/result/fy2021/index.html

#### 令和3年度 北陸財務局 国有財産監査指摘一覧表

省庁名	部局名	口座名等	所在地	指摘区分	指摘の主な概要
厚生労働省	石川労働局	七尾地方合同庁舎(事例①)	石川県七尾市小島町西部2番	留意 〈庁舎等の有効活用〉	七尾地方合同庁舎は、現時点で周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰 (約200㎡)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要 がある。
国土交通省	北陸地方整備局	道の駅(カモンパーク新湊)入 口交差点角	富山県射水市鏡宮330番1外	是正 〈庁舎等の有効活用〉	道の駅(カモンパーク新湊)入口交差点角は、公共用財産(緊急時資材置場等)としての使用実績がないことから、用途廃止の上、地方公共団体に資材置場として無償貸付することにより、非効率使用の解消を図る必要がある。
国土交通省	北陸地方整備局	能登国道維持出張所新庁舎 (事例②)	石川県七尾市千野町に28	是正 <財産管理の不備>	能登国道維持出張所新庁舎は、国の事務事業の用に供されている庁舎等の一部(庇、浄化槽の敷地部分及び駐車スペースの一部)が公共用財産(道路)として管理されていることから、公用財産へ所属替する必要がある。
財務省	金沢国税局	七尾西湊合同庁舎	石川県七尾市小島町大開地3番7	是正 <財産管理の不備>	七尾西湊合同庁舎は、庁舎の一部について使用承認の手続を行わないまま、 共用部分を専用部分として使用させていることから、使用承認手続未済の状況 を解消する必要がある。
法務省	富山刑務所	富山刑務所南側宿舎	富山県富山市西荒屋285-3	留意 <財産管理の不備>	富山刑務所南側宿舎は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、 国有財産台帳に反映する必要がある。

※指摘区分 是正:用途廃止等の措置を求めたもの等

留意: 是正等に該当するものの、その内容が軽微なもの等

#### 事例①: 庁舎内に生じている余剰スペースについて、効率的な活用を求めたもの

<七尾地方合同庁舎>

〔所在地:石川県七尾市小島町西部2番〕

- ⇒ 庁舎内において、未使用となっている室が確認された。
- ➤ 国有財産の有効活用を図る観点から、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。



#### 事例②: 庁舎等の一部について、所要の措置を講じ適切な財産管理を求めたもの

<能登国道維持出張所新庁舎>

〔所在地:石川県七尾市千野町に28〕

- → 庁舎等の一部(庇、浄化槽の敷地部分及び駐車スペースの一部)は、公用財産であるにも関わらず、隣接する 道路(公共用財産)として管理されている。
- ⇒ 当該庁舎等の一部の管理について、財産管理の観点からは不十分な管理となっている。
- ⇒ 現状の使用実態を鑑み、所要の措置を講ずる必要がある。



# 国有財産監査の概要

- 〇 北陸財務局では、国有財産を総括する立場から、国有財産の適正な管理及び有効活用の促進を図るため、各省各庁の部局に対し、国有財産の管理状況や使用状況等の監査を実施しています。
- 〇 時々の行政需要に対応するため、毎年度、財務省において重点対象財産等の統一的な監査方針を定め、これを基に監査計画を策定の上、監査を実施しています。

## ≪国有財産監査の流れ≫

### ①令和3年度監査方針(財務省)

#### 【重点対象財産】

- Ⅰ:庁舎等及び宿舎の公用財産
- ①一定の地域又は官署を特定した庁舎等の使用実態
- ②研修教育施設等の使用実態
- ③庁舎等及び宿舎の保全状況
- Ⅱ:各省各庁所管の普通財産

#### 【監査の主な着眼点】

- I ①・未利用又は利用程度の低い国有地の洗い出し 及び空きスペースの創出により、有効活用を図る ことはできないか。
  - ・ 既存庁舎等の有効活用等の観点から配置の適 正化及び統合利用を含めた適切な措置を講ずることはできないか。
- I 2 · 現状及び将来における利用見込みがあるか。 等
- Ⅰ③・保全実施体制は整備されているか。等
- 財務省に引き継ぐこととされた財産について、長期にわたり引継ぎが遅延していないか。
  - 処分が困難とされている財産について、原因の解消に向けた適切かつ必要な取組がなされないまま、 長期にわたり放置されていないか。等

